

敦賀市遊休農地保全管理支援事業補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、農業者の高齢化や担い手不足などにより増加する遊休農地を保全管理することを目的に、敦賀市補助金等交付規則(昭和57年敦賀市規則第5号)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 遊休農地 前年度の水稲共済細目書で休耕となっている農地をいう。
- (2) 農家組合等 農家組合、集落営農組織及び農業法人等の団体をいう。

(補助対象者)

第3条 この補助金の交付を受けることができる者は、農家組合等とする。

(対象農地)

第4条 本事業で対象とする農地は、遊休農地のうち、次の各号全てに該当するものとする。

- (1) 所有者が高齢、または不在地主であるなどの理由により、所有者自らが管理することが困難であるもの。
- (2) 獣害又は虫害発生源となっている、または景観悪化を引き起こすなど放置することで周辺への影響が大きいもの。

(補助対象事業)

第5条 この補助金は次の事業を交付の対象とする。ただし、第2号に掲げる事業を実施する場合は、同一の対象農地において、第1号に掲げる事業を実施することを要件とする。

(1) 保全管理事業

対象農地の草・灌木の刈払、樹木の伐採、抜根などの障害物除去及び耕起に要する経費

(2) 景観作物作付事業

対象農地の景観作物の作付に要する種子代、肥料代等

(補助金の額)

第6条 補助金の額は、次の各号のとおりとする。

(1) 保全管理事業

敦賀市農業委員会が定める農作業標準作業料金（以下「標準作業料金」という。）の2分の1相当額とする。ただし、作業を第三者に委託する場合は実際に支出した経費又は当該作業の標準作業料金のいずれか低い額に2分の1を乗じて得た額を上限とする。

(2) 景観作物作付事業

補助対象者ごとに20,000円以内とし、実際に要した経費とする。

(補助金の交付申請)

第7条 補助金を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、着手前に、補助金等交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(1) 対象農地の位置図

(2) 収支予算書

(3) 着手前の現況写真

(4) その他市長が必要と認める書類

(補助金の交付決定)

第8条 市長は、前条の規定による交付申請を受理したときは、その内容を審査し、適当であると認めたときは、補助金交付決定通知書にて通知するものとする。

2 申請者は、前項の補助金の交付決定を受けるまでは、事業に着手してはならない。

(補助事業の変更等)

第9条 前条第1項の通知を受けた申請者（以下「補助事業者」という。）が、申請の内容を変更する場合は、補助金等交付変更承認申請書（様式第2号）を提出しなければならない。

2 市長は、前項の変更承認申請を受理したときは、その内容を審査し、適当と認める場合は、補助金等交付変更承認通知書により通知するものとする。

(実績報告書)

第10条 補助事業者は、補助事業が完了したときは、速やかに補助金実績報告書(様式第3号)に次に掲げる書類を添えて、市長が定める期日までに市長に提出しなければならない。

(1) 収支決算書

(2) 事業完了後の現況写真

(3) その他市長が必要と認める書類

(補助金の請求)

第11条 補助事業者は、補助金の交付を受けようとするときは、補助金交付請求書を市長に提出しなければならない。

(帳簿の備付け)

第12条 補助事業者は、補助事業に係る収支の状況を明らかにした帳簿又は証拠書類を整備し、補助事業の完了した日の属する会計年度の翌年度から起算して5年間保管しなければならない。

(その他)

第13条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和5年7月11日から施行する。

様式第1号（第7条関係）

年 月 日

敦賀市長 殿

申請者 住 所
氏 名
電話番号

敦賀市遊休農地保全管理支援事業補助金交付申請書

敦賀市遊休農地保全管理支援事業補助金交付要綱第7条の規定により、遊休農地保全管理支援事業を行いたいので、下記のとおり申請します。

記

1 事業実施農地

地番	面積（㎡）	前年度共済細目書の状況

2 補助金交付申請額 円
内訳 保全管理事業 円
景観作物作付事業 円

3 実施予定期間 年 月 日から 年 月 日まで

4 事業費の区分

事業区分	事業に要する経費（円）	事業内容
農地保全管理支援事業		
景観作物作付事業		

5 現地の状況

上記の農地は現状で遊休農地であり、次のとおり敦賀市遊休農地保全管理支援事業補助金交付要綱第4条の対象農地であることを確認しました。

(該当するものにを入れてください。)

現状が遊休農地である。

(現況の写真を添付すること)

所有者及び管理者が高齢、病気、市外に在住その他の理由により、自己保全管理が困難である。

獣害又は虫害発生源となっている、または景観悪化を引き起こすなど放置することで周辺への影響が大きい。

(事業主体の署名)

6 所有者（または管理者）の同意等

申請者が私の所有（または管理）する上記の農地において本事業を実施することに同意します。また、本農地について、新たに利用・活用したい旨の申し出があった場合は、積極的に応じることに異議ございません。

(署名) 住所 _____

氏名 _____

7 添付書類

- (1) 対象農地の位置図 (2) 収支予算書
(3) 着手前の現況写真 (4) その他市長が必要と認める書類

様式第2号（第9条関係）

年 月 日

敦賀市長 殿

申請者 住 所
氏 名
電話番号

敦賀市遊休農地保全管理支援事業補助金交付変更申請書

年 月 日付け 号により交付決定の通知を受けた遊
休農地保全管理支援事業の内容を下記のとおり変更したいので、敦賀市遊休農
地保全管理支援事業補助金交付要綱第9条の規定により申請します。

記

- 1 変更理由
- 2 変更の内容

変更後	変更前

- 3 添付書類
 - (1) 変更内容を証明する書類
 - (2) その他市長が必要と認めた資料

様式第3号（第10条関係）

年 月 日

敦賀市長 殿

申請者 住 所
氏 名
電話番号

敦賀市遊休農地保全管理支援事業完了実績報告書

年 月 日付け 号により交付決定の通知を受けた遊休農地保全管理支援事業について、下記のとおり事業が完了したので、敦賀市遊休農地保全管理支援事業補助金交付要綱第10条の規定により報告します。

記

1 事業実施農地

地番	面積（㎡）

2 補助金交付決定額 円
内訳 保全管理事業 円
景観作物作付事業 円

3 完了年月日 年 月 日

4 事業費の区分

事業名	事業に要した経費	事業内容
農地保全管理支援事業		
景観作物作付事業		

5 現地の状況

以下のとおり農地を保全した。

地番	実施日	実施内容

(事業主体の署名)

6 添付書類

- (1) 収支決算書
- (2) 事業完了後の現況写真
- (3) その他市長が必要と認める書類

※景観作物作付事業については、領収証の写し等、事業に要した経費を証するものを添付すること。